2015 年 7 月 15 日
一般社団法人　相続診断協会

NEWS　LETTER

一般社団法人 相続診断協会

L70 の 70 歳以上の女性こそ知らない相続の話

息子に保険料相当を現金で贈与したら課税されると指摘を受けました。

～相続対策として 100 万円以下の連年贈与は贈与税はかからない?～

相続 Q&A

母である私は、相続対策として、息子を契約者とした保険に加入し、毎年その保険料相当を息子に現金で贈与したいと考えています。しかし、税金に詳しい知り合いにそのことを相談すると「何年にもわたって毎年同じ金額を贈与（連年贈与）すると、将来、贈与初年度に遡ってその総額を一の贈与だったとして課税される」と指摘を受けました。

年間の保険料は 100 万円にも満たないので、毎年の贈与金額は基礎控除額以下のため贈与税はかからないはずですが、これは一体どういうことでしょうか？

回答・解説

連年贈与は相続税の負担を減らすために有効な方法ではありますが、毎年決まった時期に同額を贈与することは、１年ごとの贈与としてではなく、**連年贈与の初年度において定期金に関する権利の贈与を受けたものとして、税務当局に認定される可能性を孕んでいます。**

連年贈与について、このような課税の取扱いをすることは、条文や通達で直接規定されている訳ではなく、国税庁で発表しているタックスアンサーにおいて、同様のケースについての以下のような見解が示されていることに由来します。

No.4402　贈与税がかかる場合

Q.　親から毎年 100 万円ずつ 10 年間にわたって贈与を受ける場合には、各年の受贈額が 110 万円の基礎控除額以下ですので、贈与税がかからないことになりますか。

A.　各年の受贈額が 110 万円の基礎控除額以下である場合には、贈与税がかかりませんので申告は必要ありません。ただし、10 年間にわたって毎年 100 万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1 年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利（10 年間にわたり毎年 100 万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です。

このタックスアンサーの見解によった場合には、本件贈与は相続税法第２４条の有期定期金の評価（以下参照）によることとなり、①～③の評価方法のうち、③の方法によって評価額を計算することになります。
100 万円×9.945(予定利率 0.1%の 10 年の複利年金現価率)＝994,5 万円

相続税法第 24 条　抜粋（平成 22 年改正）
１．有期定期金：次の①～③のいずれか多い金額
①解約返戻金の金額
②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額
③一年間に受けるべき金額×残存期間に応ずる予定利率の複利年金現価率※
※複利年金現価率とは、毎期末に一定金額を一定期間受け取れる年金の現在価値を求める際に用いられる率をいいます。
なお、上記に伴う贈与税の計算（現行法）は以下の通りです。
（994,5 万円 －110 万円※）×40%－ 125 万円＝228,6 万円
※引いた金額から千円未満は切捨て

心がけたいポイント

連年贈与を行うことがすなわち有期定期金の贈与ということはありませんが、将来、税務当局にあらぬ疑いをかけられないためにも、連年贈与を行うにあたっては、次のことを心がけておくとよいでしょう。
１．贈与の都度、贈与契約書を作成する。
（「10 年間毎年～」といった内容の契約書で済ませようとすると、それこそ有期定期金になってしまいます。）
２．贈与契約書には、贈与者と受贈者が直筆で署名する。
（双方が同意した上での契約に基づく法的に有効な贈与であることを証明します。）
３．年間の贈与金額を基礎控除額の 110 万円を少し超えるようにして、贈与税の申告と納付を行う。
（年間 120 万円の贈与なら、贈与税は 1 万円です。）

相続対策や生前贈与に関しては、様々な状況によって必要な手続きや心がけたい点が変化します。大切なご家族を想っての行動が、思いもよらぬ事態にならないよう、専門家や身近な相続診断士に相談して、「笑顔相続」対策を進めていきたいものです。

【「相続診断士」とは】
相続は、民法や相続税法などの正しい知識がないため、生前の準備を怠り、その結果、亡くなった後、身内が揉めたり、多額の相続税で苦労をすること多くがあります。
「相続診断士」は、特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と、「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得、研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し、一般の方への啓蒙活動を行います。
問題の解決方法として、税理士以外で相続の有る一定以上の知識者が一次対応を行っていく事で問題解決していくと協会は考えています。そして、将来相続で困りそうな方と相続に詳しい「専門家」をつなぐ『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

【相続診断士試験の実施方法】
CBT 方式による個別受験または団体受験

CBT 方式とは？
Computer Based Testing の略称でコンピュータ試験による全国会場型随時試験です。全国 130 ケ所以上の会場で、お好きな場所、お好きな時間に随時試験を受けることができます。

試験会場	全国 198 ケ所以上を予定（順次増設予定）
申込方法	受験者の方がインターネット経由にて直接申し込み
受験料の支払い	クレジットカード・コンビニ払い／Pay-easy（ペイジー）
当日の持ち物	写真付き身分証明書　もしくは本人確認書類
試験時間	60 分
試験形式・問題数	コンピュータによる○×、三肢択一、穴埋め方式、合計 60 問
合格基準	70 点
受験料	37,800 円（税込） 基本テキスト・テキスト３時間講義 DVD・受験料・資格認定料　含む
年会費	なし
更新料	16,200 円（2 年・税込）

団体受験は受験希望者様 10 名以上で団体受験可能となります。
受験希望者は本部事務局（03-6661-9593）までお問合せ下さい。

【会社概要】
名称　　：一般社団法人 相続診断協会（ http://www.souzokushindan.com ）
代表者　：代表理事　小川 実
所在地　：〒103-0013　東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7 階
設立　　：2011 年 12 月
事業内容：相続診断士検定試験の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に関与する専門家の紹介　等

＜本件に関するお問合せ先＞
一般社団法人　相続診断協会　広報担当：斎藤
TEL.03-6661-9593　FAX.03-6661-1196　MAIL.info@souzokushindan.com